
平成30年 第5回（臨時）木 城 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成30年11月30日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成30年11月30日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第74号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第76号 平成30年度木城町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第77号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第78号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第79号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第80号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第81号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 委員会付託の省略
- 日程第13 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第74号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第75号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議案第76号 平成30年度木城町一般会計補正予算（第5号）
日程第7 議案第77号 平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第78号 平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第9 議案第79号 平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第80号 平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第11 議案第81号 平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第12 委員会付託の省略
日程第13 議案に対する質疑

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 後藤 和実君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 黒木 泰三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	吉岡 信明君
環境整備課長	押川 道彦君	教育課長	西田 誠司君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	萩原 一也君
産業振興課長	淵上 達也君		

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼、ご着席ください。

○議長（黒木 泰三） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから平成30年第5回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

平成30年第5回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、11月28日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（黒木 泰三） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、後藤和実君、6番、堀田廣幸君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（黒木 泰三） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第73号

日程第4. 議案第74号

日程第5. 議案第75号

日程第6. 議案第76号

日程第7. 議案第77号

日程第8. 議案第78号

日程第 9 . 議案第 7 9 号

日程第 1 0 . 議案第 8 0 号

日程第 1 1 . 議案第 8 1 号

○議長（黒木 泰三） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 3、議案第 7 3 号から日程第 1 1、議案第 8 1 号に至る議案については朗読は省略し、一括して町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成 3 0 年第 5 回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第 7 3 号から議案第 8 1 号に至る 9 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 7 3 号でございます。

議案第 7 3 号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国は、去る 1 1 月 6 日に、平成 3 0 年 8 月の人事院勧告どおり国家公務員の給与に関して、月例給及び勤勉手当を引き上げることを閣議決定いたしました。

それに伴い、本町においても一般職の月例給及び勤勉手当の支給率の改定等を行うものであります。月例給は平均で、0. 2 %の増額改定。勤勉手当につきましては 0. 0 5 カ月分の増額支給とし、月例給につきましては、本年 4 月にさかのぼり調整をするものであります。

あわせまして、期末手当につきましては、支給率の変更はありませんが、6 月と 1 2 月の支給率を均等にするものであります。

次に、議案第 7 4 号であります。

議案第 7 4 号は、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町においても特別職の職員で常勤のものの町長等の期末手当について支給率を 0. 0 5 カ月分の増額支給を行うものであります。

あわせまして、期末手当につきましては、支給率の変更はありませんが、6 月と 1 2 月の支給率を均等にするものであります。

次に、議案第 7 5 号であります。

議案第 7 5 号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定等が閣議決定されたことに伴い、本町にお

いても議会議員の期末手当について、支給率を0.05カ月分の増額支給を行うものであります。

あわせて、期末手当につきましては、支給率の変更はありませんが、6月と12月の支給率を均等にするものであります。

次に、議案第76号であります。

議案第76号は、平成30年度木城町一般会計補正予算（第5号）であります。

補正予算（第5号）は、給与改定に伴い、歳出を組みかえ、総務費増額71万7,000円。農林水産業費増額31万4,000円。教育費増額28万6,000円。民生費増額28万円。予備費減額212万8,000円等にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第77号であります。

議案第77号は、平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億6,154万6,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額5万3,000円で、歳出は給与改定に伴います総務費増額5万3,000円であります。

次に、議案第78号でございます。

議案第78号は、平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、給与改定に伴い歳出を組みかえ、簡易水道費増額4万8,000円。予備費減額4万8,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第79号。

議案第79号は、平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

補正予算（第4号）は、給与改定に伴い歳出を組みかえ、公共下水道費増額9万4,000円。予備費減額9万4,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第80号。

議案第80号は、平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、給与改定に伴い保険事業勘定の歳出を組みかえ、総務費増額7万4,000円。予備費減額7万4,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第81号でございます。

議案第81号は、平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,408万2,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額5,000円で、歳出は、給与改定に伴います総務費増額5,000円であ

ります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第12. 委員会付託の省略

○議長（黒木 泰三） 日程第12、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第73号から議案第81号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第81号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13. 議案に対する質疑

○議長（黒木 泰三） 日程第13、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第73号から議案第81号に至る1議案ごとの質疑・討論・採決を行います。

なお、採決は、起立によることといたします。

まず、議案第73号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第73号に対する質疑はありますか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 本町の場合、民間と比較して、今回の人勤に伴った給与の上げることについて、町長がどのような考えを持っているかをお聞かせ願います。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の人事院勧告ではありますが、国の方針どおりするものであります。

それぞれ市町村にいろんな財政事情はあるかと思いますが、しかしこの人事院勧告というものが、いわゆる労働基本権制約の代償処置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有しているということ。それから、いわゆる民間準拠といわれていますが、今、原議員がおっしゃったように、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させるという大きな2つの目的があり、それに沿って、人事院が国に対して勧告をしたものでありますので、それにつきましては、そういった基本的基準、勧告については法律に基づくものだと認識をしていますので、あわせてその責務を適切に果たすというのが市町村長の役割だと思っていますので、今回、提案をさせていただいたところでありまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第73号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第74号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第74号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第75号に対する質疑はありませんか。8番、原博君。

○議員（8番 原 博君） 人勧に伴って、議員の報酬まで上げているのですが、この上がった理由についてお願いします。

○議長（黒木 泰三） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げましたように、今回の人事院勧告については、職員、特別職、そして当然、議会議員のほうも合わせて勧告に準じた取り扱いをさせていただきたいということで提案を申し上げておりますので、そこをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒木 泰三） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより、議案第75号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号平成30年度木城町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第76号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第76号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号平成30年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第77号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第77号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号平成30年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第78号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第78号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号平成30年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第79号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第79号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号平成30年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第80号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第80号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号平成30年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第81号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 質疑なしと認めます。

これより、議案第81号に対する討論・採決を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木 泰三） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒木 泰三） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（黒木 泰三） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、平成30年第5回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 一言お礼を申し上げたいと思います。第5回木城町議会臨時会における議案のご審議、まことにありがとうございました。上程をいただきました9議案全て原案のとおり可決をいただきまして、厚くお礼を申し上げたいと思います。二十四節季の一つ小節を過ぎまして、これからが一段と寒くなってまいります。議員各位におかれましては、十分健康にはご留意いただきますようご祈念を申し上げまして、第5回木城町議会臨時会のお礼といたします。ありがとうございました。

○議長（黒木 泰三） 議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼、ご苦労さまでした。

午前9時21分閉会
